

徳島県告示第五百六十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

美馬郡つるぎ町半田字小谷三九八の七、四〇一の三から四〇一の五まで、四〇一の七、四〇一の八、四〇一の一四、四〇二の一、四〇二の二、四〇五の一、四〇五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)